

斑鳩町地域防災計画

【資料編】

令和7年度改訂

令和8年3月

斑鳩町防災会議

《資料編》

目次

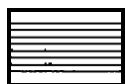
資料 1-1-1	地形区分図.....	1
資料 1-1-2	斑鳩町の地震環境.....	2
資料 1-1-3	水害履歴図.....	4
資料 2-1-1	防火地域・準防火地域の指定状況.....	5
資料 2-1-2	都市計画道路の整備状況.....	5
資料 2-1-3	指定・登録文化財一覧表.....	6
資料 2-1-4	文化財の状況.....	8
資料 2-1-5	指定・登録文化財地図.....	9
資料 2-1-6	水防区域.....	10
資料 2-1-7	水防倉庫一覧.....	13
資料 2-1-8	山地災害危険地区.....	13
資料 2-1-9	土砂災害（特別）警戒区域.....	13
資料 2-1-10	危険物施設一覧表.....	14
資料 2-1-11	災害時等における防災協定等の一覧.....	15
資料 2-2-1	消防力の現況.....	18
資料 2-2-2	消防水利の現況.....	19
資料 2-2-3	斑鳩町消防団の現況.....	19
資料 2-2-4	町内医療受入施設.....	20
資料 2-2-5	緊急輸送道路指定図.....	21
資料 2-2-6	災害活動用ヘリポート.....	22
資料 2-2-7	公園・緑地・子供の広場.....	23
資料 2-2-8	学校グラウンド.....	25
資料 2-2-9	指定避難所一覧及び位置図.....	26
資料 2-2-10	指定緊急避難場所一覧.....	28
資料 2-2-11	要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内）.....	29
資料 3-1-1	斑鳩町防災会議条例.....	30
資料 3-1-2	斑鳩町防災会議委員.....	32
資料 3-1-3	斑鳩町災害対策本部条例.....	33
資料 3-1-4	標識等.....	34
資料 3-1-5	参集途上における被害状況報告書.....	35

資料 3-1-6	応急被災状況報告書.....	36
資料 3-1-7	被害状況等報告様式（県地域防分）.....	37
資料 3-1-8	被害状況等の報告系統.....	41
資料 3-1-9	被災世帯の認定基準.....	44
資料 3-1-10	公用令書.....	45
資料 3-1-11	自衛隊災害派遣等様式.....	51
資料 3-1-12	町有車両一覧表.....	52
資料 3-1-13	緊急通行車両確認申請書.....	54
資料 3-1-14	緊急通行車両事前届出書.....	55
資料 3-1-15	緊急通行車両確認証明書.....	56
資料 3-1-16	緊急通行車両標章.....	57
資料 3-1-17	避難者カード.....	58
資料 3-1-18	避難者名簿.....	59
資料 3-2-1	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」.....	60
資料 3-2-2	災害救助法様式.....	64
資料 3-2-3	防災備蓄品一覧表.....	84
資料 3-2-4	薬剤散布基準.....	86
資料 4-1-1	り災証明書.....	87
資料 4-1-2	災害弔慰金及び災害障害見舞金.....	88
資料 4-1-3	災害援護資金.....	89
資料 4-1-4	生活福祉資金.....	90
資料 4-1-5	住宅復興資金.....	91

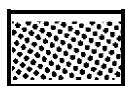
資料1-1-1 地形区分図



凡 例



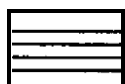
低地Ⅰ（奈良盆地中央部氾濫原）



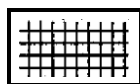
低地Ⅱ（生駒谷）



緩扇状地（富雄川緩傾斜扇状地）



台地Ⅰ（富雄川緩傾斜扇状地）



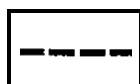
台地Ⅱ（生駒谷）



丘陵地（矢田丘陵）



活断層（確実度Ⅰ）



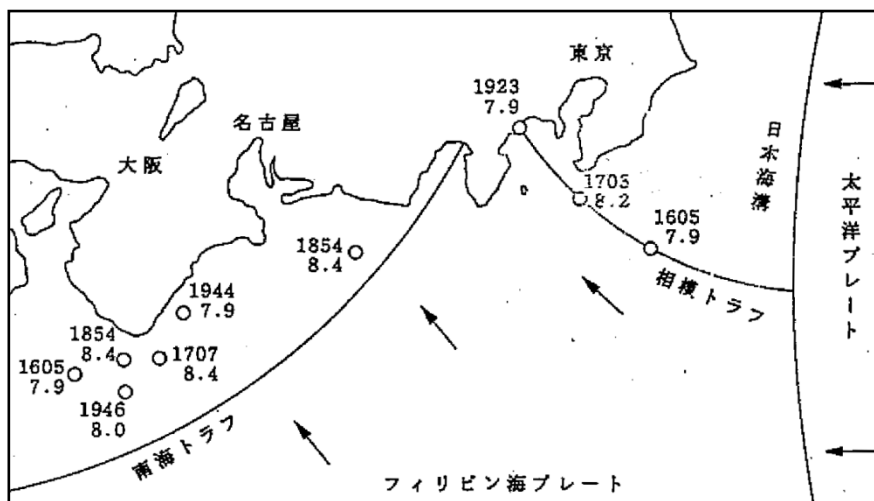
活断層（確実度Ⅲ）

資料1-1-2 斑鳩町の地震環境

(1) 海溝型地震

斑鳩町の位置する近畿地方は、日本でも地震活動の活発な地域である。この地域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込んでおり、それらの境界面では過去に数多くの巨大地震が発生している。

相模トラフ、南海トラフと関連する巨大地震



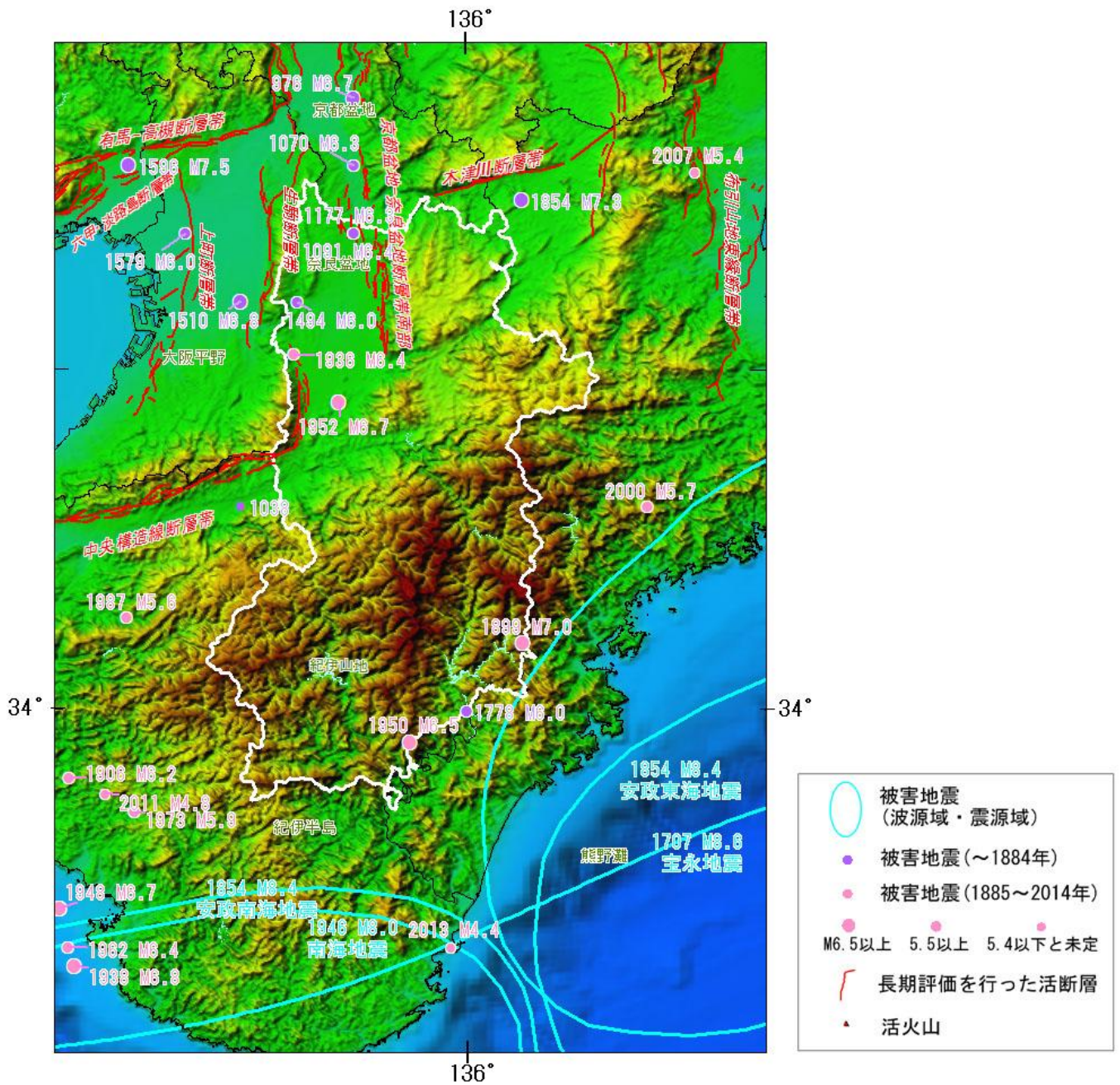
(1600年以降、年の下の数字はマグニチュード)

(2) 内陸型地震（直下型地震）

地震の発生機構は、地殻内の歪の開放として破壊が起き、これが断層という形をとって海底や地表面に現れてくるものである。一度破壊が起きたところは力学的に弱いところとなり、再び歪が蓄積されてくれば当然弱いところに歪の開放を求めることになる。地震の起こりやすい地域が特定されるのは、このためである。歪に対して非常に弱いところであれば、大きな破壊を起こすほどの歪が蓄積する前に小さな破壊で力を開放させてしまう。歪の蓄積速度と歪を開放する周期の長さは場所によって異なる。

一般に地震活動と関係する断層は、最近200万年間（第四紀と呼ばれる地質時代）に活動している活断層と考えられている。近畿地方中部は、日本の内陸ではもっとも活断層が密に分布している地域のひとつである。

奈良県とその周辺の活断層と被害地震（地震調査研究推進本部）



斑鳩町

主な流域対策施設



- ① 緑ヶ丘
- ② 服部川東調整池
- ③ 服部川西調整池



- ④ 斑鳩町スポーツセンター歩道
- ⑤ 斑鳩町中央公民館
- ⑥ 斑鳩町役場
- ⑦ 斑鳩東小学校
- ⑧ 斑鳩町東公民館
- ⑨ 斑鳩町西公民館
- ⑩ 現:奈良県立法隆寺国際高等学校
(旧:斑鳩高等学校)



- ⑪ 天満上池
- ⑫ 毛無池・毛無上池
- ⑬ 瓦塚池
- ⑭ 慶花池
- ⑮ 松谷池



緑ヶ丘



斑鳩町中央公民館



天満上池

※注) 各流域対策施設は平成21年度の調査結果による。

凡 例	
	昭和57年8月出水による浸水域
	平成7年7月出水による浸水域
	平成11年8月出水による浸水域
	平成19年7月出水による浸水域



0 200 400 600 800 1,000(m)

資料2-1-1 防火地域・準防火地域の指定状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	面積 (ha)	備 考
準防火地域	24.1	近隣商業地域

資料2-1-2 都市計画道路の整備状況

(令和7年4月1日現在)

路 線 名	計画幅員 (m)	備 考
郡山斑鳩王寺線	18~22	一部整備済
法隆寺線	16	一部整備済
安堵王寺線	16~18	未整備
法隆寺門前線	52	整備済
法隆寺藤ノ木線	3~6.2	整備済

資料2-1-3 指定・登録文化財一覧表

(令和7年4月1日現在)

区分	名称	所在地及び所有者
国 宝	建 造 物	法隆寺金堂他17件 法隆寺山内 法隆寺
		法起寺三重塔 大字岡本 法起寺
	彫 刻	木造観音菩薩立像（百済観音）他17件 法隆寺山内 法隆寺
		木造菩薩半跏像（伝如意輪観音） 法隆寺北1丁目 中宮寺
	工 芸	玉虫厨子他2件 法隆寺山内 法隆寺
		天寿国繡帳残闕 法隆寺北1丁目 中宮寺
重 要 文 化 財	建 造 物	法隆寺上御堂他28件 法隆寺山内 法隆寺
		吉田寺多宝塔 小吉田1丁目 吉田寺
		伊弉册命神社本殿 五百井1丁目 伊弉册命神社
	彫 刻	銅造観音菩薩立像他68件 法隆寺山内 法隆寺
		木造文殊菩薩騎獅像 法隆寺山内 宝珠院
		木造阿弥陀如来及両脇侍像 法隆寺山内 北室院
		木造十一面観音立像 龍田北4丁目 仙光寺
		木造地藏菩薩立像他1件 神南3丁目 融念寺
		紙製文殊菩薩立像 法隆寺北1丁目 中宮寺
		木造聖徳太子立像 法隆寺南3丁目 成福寺
		木造阿弥陀如来坐像 小吉田1丁目 吉田寺
		銅造菩薩立像他1件 大字岡本 法起寺
		木造薬師如来坐像他5件 大字三井 法輪寺
		木造十一面観音立像他2件 高安1丁目 勝林寺
	工 芸	銅壺他21件 法隆寺山内 法隆寺
		多宝塔文磬他1件 大字三井 法輪寺
	絵 画	絹本著色星曼陀茶図他14件 法隆寺山内 法隆寺
	書 跡 等	紙本墨書恵沼神塔碑他13件 法隆寺山内 法隆寺
		紙本墨書瑜伽師地論 法隆寺北1丁目 中宮寺
	考 古	木造百万小塔等 法隆寺山内 法隆寺

区 分		名 称	所在地及び所有者	
	歴 史	鷗尾残闕他 1 件	大字三井 法輪寺	
		十七条憲法板木他3件	法隆寺山内 法隆寺	
記念物	史 跡	法隆寺旧境内	法隆寺山内 法隆寺	
		三井瓦窯跡	大字三井 個 人	
		三井（井戸）	大字三井 個 人	
		中宮寺跡	法隆寺東 2 丁目他 斑鳩町	
		藤ノ木古墳	法隆寺西 2 丁目 斑鳩町 他	
		法起寺境内	大字岡本 法起寺	
登録有形文化財	建 造 物	辰巳家住宅主屋他12棟	法隆寺西 1 丁目 個 人	
		太田酒造主屋他 5 棟	龍田 3 丁目 個 人	
		來田家住宅離れ	五百井 1 丁目 個 人	
		中宮寺表御殿	法隆寺北 1 丁目 中宮寺	
県指定文化財	建 造 物	法輪寺西門	大字三井 法輪寺	
		素盞鳴神社本殿	興留東 1 丁目 素盞鳴神社	
	工 芸	彫 刻	木造釈迦如来坐像	大字三井 法輪寺
		劍	阿彌陀三尊繡仏他1件	法隆寺山内 法隆寺
			銅錫杖頭	法隆寺北 1 丁目 中宮寺
	古 文 書	大方家文書	大字三井 法輪寺	
	史 跡	大方家文書	五百井 1 丁目 個 人	
	天 然 記 念 物	仏塚古墳	大字法隆寺 国（財務省）	
町指定文化財	古 文 書	ソテツの巨樹	龍田 1 丁目 龍田神社	
		安田家文書	法隆寺西1丁目 斑鳩町 (保管場所：龍田南 2 丁目 中央公民館)	
	史 跡	駒塚古墳	東福寺 1 丁目 斑鳩町	
		調子丸古墳	東福寺 1 丁目 斑鳩町	

資料2-1-4 文化財の状況

(令和7年4月1日現在)
(単位 件)

	有形文化財																記念物			
	建造物				絵画	彫刻			工芸			書跡他			歴史資料	考古資料	史跡			天然記念物
	国宝	重文	県指定	登録	重文	国宝	重文	県指定	国宝	重文	県指定	重文	県指定	町指定	重文	重文	国	県	町	県
法隆寺	18	29			15	18	69		3	22	1	14			4	1	1			
北室院							1													
宝珠院							1													
法起寺	1						2										1			
成福寺							1													
中宮寺				1		1	1		1		2	1								
法輪寺			1				6	1		2	1					2				
吉田寺		1					1													
融念寺							2													
勝林寺							3													
仙光寺							1													
伊弉册命神社		1																		
素盞鳴神社			1																	
龍田神社																				1
その他				20									1	1			4	1	2	
計	19	31	2	21	15	19	88	1	4	24	4	15	1	1	4	3	6	1	2	1

資料2-1-5 指定・登録文化財地図

※成福寺と勝林寺所有の指定物件は他所、安田家文書は斑鳩町中央公民館にて保管中



資料2-1-6 水防区域

1. 国管理河川重要水防箇所一覧（大和川河川事務所）

（令和7年4月1日現在）

番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地先名	距離杭	延長	対象とする流量	対象とする流量を現河道に流した時の水位	現堤防高	計画堤防余裕高	担当出張所	備考
16	大和川	右	越水(溢水)	A	斑鳩町神南	27.4k~32.4k	4,883	3,200 (30.0)	41.870	41.160	1.50	王寺	
17	大和川	右	越水(溢水)	B	斑鳩町目安	32.4k~32.6k	226	3,100 (32.6)	44.098	44.780	1.50	王寺	
18	大和川	右	越水(溢水)	A	斑鳩町目安	32.6k~32.8k	216	3,100 (32.8)	44.297	43.440	1.50	王寺	
74	大和川	右	工作物	A	斑鳩町神南	29.8k- 92m	-	3,200 (29.8)	41.980	40.880	1.50	王寺	南浦樋門
75	大和川	右	工作物	A	斑鳩町神南	30.0k+190m	-	3,200 (30.2)	42.629	41.480	1.50	王寺	神南樋管
94	大和川	左	工作物	A	左岸：王寺町舟戸	29.2k+111m	-	3,200 (29.4)	41.860	40.360	1.50	王寺	昭和橋
		右			右岸：斑鳩町神南	29.2k+110m	-		41.860	40.760	1.50		
95	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町大輪田	30.8k+ 61m	-	3,200 (30.8)	42.902	41.310	1.50	王寺	JR第一大和川橋梁
		右			右岸：斑鳩町神南	30.8k+ 99m	-		42.902	41.700	1.50		
96	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町大輪田	31.2k- 4m	-	3,100 (31.2)	43.371	42.900	1.50	王寺	大城橋
		右			右岸：斑鳩町目安	31.2k- 17m	-		43.371	42.290	1.50		
97	大和川	左	工作物	A	左岸：河合町泉台	32.6k- 49m	-	3,100 (32.6)	44.098	44.210	1.50	王寺	新御幸橋
		右			右岸：斑鳩町目安	32.6k- 21m	-		44.098	44.740	1.50		

2. 県管理河川重要水防箇所一覽

①水防警報河川

(令和7年4月1日現在)

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
富雄川	左	郡山	大和郡山市・斑鳩町・安堵町	自：大和郡山市外川町～ 至：安堵町笠目	5,600	堤防高				
	右	郡山	大和郡山市・斑鳩町・安堵町	自：大和郡山市外川町～ 至：安堵町笠目	5,500	堤防高				
竜田川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町稲葉車瀬2丁目～ 至：斑鳩町神南2丁目	500	堤防高				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町神南2丁目～ 至：大和川合流点	300	堤防高・法崩れ・すべり				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町稲葉車瀬～ 至：大和川合流点	800	堤防高				

②水防警報河川以外の河川

(令和7年4月1日現在)

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
三代川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺南3丁目～ 至：斑鳩町法隆寺南3丁目	750	堤防高・水衝	自：斑鳩町法隆寺南3丁目～ 至：斑鳩町阿波2丁目	400	堤防高・水衝	
	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町阿波2丁目～ 至：斑鳩町阿波2丁目	100	堤防高・水衝	自：斑鳩町阿波2丁目～至： 斑鳩町阿波3丁目	300	堤防高・洗掘・水衝	
	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町阿波3丁目～ 至：大和川合流点	2,200	堤防高・水衝・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺～ 至：斑鳩町阿波1丁目	750	堤防高・水衝	自：斑鳩町阿波1丁目～至： 斑鳩町興留3丁目	400	堤防高・水衝	
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町興留3丁目～ 至：斑鳩町興留5丁目	100	堤防高・水衝	自：斑鳩町興留5丁目～至： 斑鳩町興留9丁目	300	堤防高・洗掘・水衝	
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町興留9丁目～ 至：大和川合流点	2,200	堤防高・水衝・家屋連たん				
イツボ川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺～ 至：三代川合流点	900	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町法隆寺～ 至：三代川合流点	900	堤防高・家屋連たん				
服部川	左	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町竜田～ 至：三代川合流点	800	堤防高・家屋連たん				
	右	郡山	斑鳩町	自：斑鳩町竜田～ 至：三代川合流点	800	堤防高・家屋連たん				

資料2-1-7 水防倉庫一覧

(令和7年4月1日現在)

河川名	所在地	面積(m ²)	備考
大和川	斑鳩町役場地下	42.00	

資料2-1-8 山地災害危険地区

所在地	延長又は面積	予想される危険
法隆寺舍利山	1ha	山腹崩壊
// ダラリ	2ha	//
// 寺山(1)	3ha	//
// (2)	1ha	//
//	100m	崩壊土砂流出
龍田(1)	100m	//
惣明	400m	//
龍田(2)	200m	//

資料2-1-9 土砂災害(特別)警戒区域

(令和7年10月14日現在)

大字 (町名)	指定区域							
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
神南	1	1	0	0	0	0	1	1
龍田北	1	1	5	5	0	0	6	6
龍田西	3	3	0	0	0	0	3	3
法隆寺	1	1	8	6	0	0	9	7
三井	2	2	3	3	0	0	5	5
合計	8	8	16	14	0	0	24	22

資料2-1-10 危険物施設一覧表

(令和7年12月31日現在)

施設別 署(市町村)別		施設 総 数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所			
				屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	第 1 種 販 売	第 2 種 販 売	一 般
天理消防署	天理市	134		21	3	29	18		7	2	33	1		20
磯城消防署	川西町	34		7	5		5		4	1	6			6
	三宅町	8		4			4							
	田原本町	49		6		1	14		7	2	15		1	3
山添消防署	山添村	32		3	4	2	9		5		6			3
桜井消防署	桜井市	59		8	3	1	16		1		19			11
五條消防署	五條市	152	1	31	14	4	30	1	21		21	3		26
	十津川村	38		1	3	2	3		18		7			4
大和郡山消防署	大和郡山市	234	7	63	38	2	50		14	6	30		1	23
西和消防署	平群町	19		1	2	5	4				3			4
	三郷町	18		1		2	6		4		2			3
	斑鳩町	42	1	12	3	2	9	1	1		5			8
	安堵町	27		10	2		5		2	1	4			3
	上牧町	16	1	1		2	1		4		3			4
	王寺町	21		5		1	7		2		2			4
	河合町	25		4	1	1	7				9			3
宇陀消防署	宇陀市	104		3	5	3	27		35	2	17			12
	曾爾村	7					3		1		2			1
	御杖村	2					1				1			
葛城消防署	葛城市	135	13	29	4		42	1	5	4	20			17
吉野消防署	吉野町	21		2		4	8		1	1	4			1
	下北山村	6		1			2				3			
	上北山村	6					3		2		1			
	川上村	6				1	3				1			1
	東吉野村	8		1			3			2	1			1
高田消防署	大和高田市	68		13	5	8	11		5		14	2		10
橿原消防署	橿原市	188		28	10	5	43		48	2	23			29
御所消防署	御所市	131	5	14	18	6	27		15	3	19			24
高市消防署	高取町	20		5	1	2	7				1			4
	明口香村	6		1			3				2			
大淀消防署	大淀町	76		2	5	1	22		17		15			14
下市消防署	下市町	20	1				10		3		3			3
	黒滝村	1					1							
	天川村	5					1				3			1
香芝消防署	香芝市	56		10	1	2	16		7		14			6
広陵消防署	広陵町	68		5	8	3	13		13	1	17			8
野迫川分署	野迫川村	4					1		1		1			1
計		1,846	29	292	135	89	435	3	243	27	327	6	2	258

資料2-1-11 災害時等における防災協定等の一覧

	協定先名称	協定の名称	締結年月日	内 容
1	兵庫県太子町	聖徳太子ゆかりの地災害等相互応援に関する協定	H 8. 11. 1	「食糧、飲料水、医療品、その他生活必需品の供給及びあっせん」 「被災者の救援、救助活動及び応急復旧等に必要資機材のあっせんまたは提供」 「救援、応急復旧に必要な職員の派遣」 「被災者の一時受け入れ」
2	大阪府太子町		H 8. 11. 1	
3	長野県飯島町	斑鳩町・飯島町災害等相互応援に関する協定	H 9. 2. 11	
4	イオンリテール株式会社西日本カンパニー	災害時における応急食料・生活必需品の提供等に関する協定	H10. 6. 1	「応急食料及び生活必需品の提供」(H18. 7. 20追加)
5	奈良県農業協同組合	災害時における応急食料の確保に関する協定	H10. 6. 1	「米の調達」
6	敷島製パン株式会社	災害時における応急食料の確保に関する協定	H10. 6. 1	「パン類の調達」
7	奈良県及び県内市町村	奈良県水道災害相互応援に関する協定	H15. 6. 2	「応急給水」 「応急復旧工事」 「必要な資機材、車両の抛出」 「工事業者のあっせん」等
8	奈良県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	H21. 10. 2	「被災電気設備の迅速な応急復旧」
9	斑鳩町医師会	災害時における医療救護活動に関する協定	H24. 3. 22	「災害時の医療救護活動」
10	奈良県及び県内市町村等	奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定	H24. 8. 1	「災害廃棄物等の処理(収集、運搬、破砕、焼却、埋立等)」 「災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供」 「災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣等」
11	ダイドードリンコ株式会社	災害時における応急物資供給に関する協定	H24. 9. 3	「災害時の飲料水等必要な応急物資の調達に関する協力」
12	和歌山県上富田町	上富田町・斑鳩町災害時相互応援協定	H25. 11. 2	「被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供」 「救援及び救助活動に必要な車両等の提供」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」
13	法隆寺	災害時における避難所等施設利用に関する協定	H25. 12. 9	「町民及び帰宅困難となった観光客の避難場所及び避難所としての、法隆寺の施設利用に関する協定」
14	滋賀県愛荘町	愛荘町・斑鳩町災害時相互応援協定	H25. 12. 17	「被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供」 「救援及び救助活動に必要な車両等の提供」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」
15	京都府与謝野町	与謝野町・斑鳩町災害時相互応援協定	H26. 2. 10	「被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供」 「避難が必要な被災者の受け入れ」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」 「町民等の災害救助ボランティアの斡旋」
16	市民生活協同組合ならこーブ	災害時における物資供給等に関する協定	H26. 9. 19	「災害時の応急食料及び生活用品等必要な応急物資の調達に関する協力」
17	公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定	H28. 11. 11	「災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する協力」
18	三重県伊賀市	伊賀市・斑鳩町災害時相互応援協定	H29. 9. 29	「被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供」 「食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供」 「救援及び救助活動に必要な車両等の提供」 「救助及び応急復旧に必要な職員の派遣」

	協定先名称	協定の名称	締結年月日	内 容
19	王寺郵便局及び 法隆寺郵便局	災害発生時における斑鳩 町内郵便局及び王寺郵便 局の協力に関する協定	H30. 3. 28	「避難先リスト等」「広報活動」「郵便業務に 係る災害特別事務取扱及び援護対策」「ゆうち よ銀行、かんぽ生命保険の非常取り扱い」 「住民等に何等かの異変」、「道路の異常」「不 法投棄等の発見」
		地域における協力に関す る協定	H30. 3. 28	
20	大阪ガスネットワーク株式 会社 (R4. 4. 1以降)	災害時における後方支援 活動拠点の使用に関する 協定	H31. 2. 28	災害時の復旧、復興に係る後方支援拠点とし て、町有地の使用を認めるもの。 災害発生時において、町のウェブページでガス の復旧方法等を周知するもの。
		災害時における情報提供 に関する協定	H31. 2. 28	
21	特定非営利活動法人 あゆみの家	災害発生時における福祉 避難所の設置運営に関す る協定	H31. 3. 20	災害時の避難所での生活において特別の配慮 を要する者及びその家族を受け入れるための 福祉避難所としての施設及び運営についての 協定
22	社会福祉法人 壺阪寺聚徳会			
23	日東紙器工業株式会社	災害時における段ボール 製品の調達に関する協定	R元. 11. 22	「避難所の設営等に必要な物資（段ボール製簡 易ベット一式その他取扱商品）の調達」
24	社会福祉法人 斑鳩町社会福祉協議会	災害ボランティアセンタ ーの設置及び運営に関す る協定	R 2. 10. 15	災害時のボランティアセンターの設置及び運 営に関するもの
25	江崎グリコ株式会社	相互協力に関する連携協 定	R 2. 10. 19	相互に協力し町民生活の安定を図るための連 携協定 「液体ミルクやビスコなどの防災食品の情報 提供」 「防災訓練等の参加や協力、セミナー等への講 師派遣、防災食品の案内、アドバイス」 「防災意識の啓発」
26	上新電機株式会社	緊急時避難協力施設とし ての一時使用に関する協 定	R 2. 10. 22	災害時等において、円滑かつ迅速な避難のため に使用する一時的な避難場所として利用に関 するもの 「屋外駐車場」
27	大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に関 する基本協定	R 3. 3. 17	地震等災害及び不測の事態が発生した場合に おける災害廃棄物等の処理に関するもの
28	奈良県立 法隆寺国際高等学校	災害時における避難場所 としての施設の使用に関 する協定	R 3. 3. 18	災害時における避難場所としての使用に関する もの
29	地縁法人 神南自治会	地域避難所の開設及び運 営に関する協定	R 3. 4. 1	町が指定する指定避難所とは別に、自治会の管 理する施設を自治会の会員等のための地域避 難所として開設し、運営に関するもの
30	トヨタユニテッド奈良株 式会社 ※R5. 1. 1社名変更 (旧 奈良トヨペット株式 会社・ネッツトヨタ奈良株 式会社)	災害時の避難所等におけ る外部給電可能な車両か らの電力供給の協力に関 する協定	R 4. 7. 22	「災害時の避難所等における外部給電可能な 車両からの電力供給の協力」
31	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道 路啓開や停電復旧に係る 応急措置の実施の支障と なる障害物の除去等に関 する覚書	R 4. 11. 30	大規模災害が発生した場合に、道路啓開や停電 復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害 物の除去等に関する覚書 【建設農林課】
32	N T T 西日本株式会社	災害時用公衆電話の設 置・利用に関する覚書	R 5. 3. 3	大規模災害等が発生した際にN T T 西日本株 式会社の提供する非常用電話の設置及び利用・ 管理等に関する覚書
33	奈良弁護士会	災害時の法律相談等に関 する協定書	R 5. 3. 22	被災者を対象とした法律相談等に関する覚書
34	NPO法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資供給 に関する協定書	R 5. 6. 21	大規模な被害が発生した場合、又は、発生する 恐れがある場合において、物資を迅速かつ円滑 に被災地へ供給するために必要な事項を定め るもの
35	株式会社M S Tアシスト	災害時における緊急通行 妨害車両等の排除業務に 関する協定	R 5. 9. 22	大規模な被害が発生した場合に災害応急対策 として実施する緊急通行車両等の通行の妨害 となる車両その他の物件の排除を目的として、 必要な事項を定めるもの 【建設農林課】

	協定先名称	協定の名称	締結年月日	内 容
36	スギホールディングス株式会社	災害時における物資調達に関する協定	R 7. 8. 1	大規模な被害が発生した場合、又は、発生する恐れがある場合において、被災地へ迅速かつ円滑に生活物資を供給するために必要な事項を定めるもの
37	斑鳩町商工会	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定	R 7.10.19	大規模な被害が発生した場合、又は、発生する恐れがある場合において、住民生活の早期安定を図ることを目的として、炊き出し等に必要な事項を定めるもの
	株式会社呉竹荘		R 7.10.19	

資料2-2-1 消防力の現況

(令和7年4月1日現在)

区分	車両別	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	はしご付消防自動車	救急自動車	指揮車	その他	合計
消防本部							1	4	12	17
野迫川分署							1		2	3
救急ワークステーション							1			1
天理消防署		2		1	1	1	3	1	3	12
磯城消防署		1	1				2	1	2	7
山添消防署		1	1				1		2	5
桜井消防署		2	1		1		3	1	5	13
五條消防署		3	1		2		6	1	8	21
大和郡山消防署		1	1		1		4	1	4	12
西和消防署		4		1	1	1	5	1	6	19
宇陀消防署		4	1		1		4	1	6	17
葛城消防署		1	1				2	1	2	7
吉野消防署		1	1		1		3	1	8	15
高田消防署		3	1		1	1	3	1	5	15
樞原消防署		3		1	1	1	4	1	6	17
御所消防署		2					2	1	2	7
高市消防署		1	1				1	1	2	6
大淀消防署		1	1				1	1	4	8
下市消防署		3					3	1	4	11
香芝消防署		1		1	1	1	2	1	4	11
広陵消防署		1	1				2	1	2	7
小計		35	12	4	11	5	54	21	89	231
非常用消防自動車		4	1				7		1	13
合計		39	13	4	11	5	61	21	90	244

資料2-2-2 消防水利の現況

1. 防火水槽

(令和7年12月31日現在)

区分	数量	備考
60 t	11基	三井自治会内、東公民館、高塚町自治会内、消防コミュニティーセンター、三町自治会内、東里公民館、西公民館、東福寺公園、法隆寺消防センター、法隆寺五丁地区地域交流館、龍田西地区地域交流館 ※太文字は耐震性 10基
40 t	101基	うち耐震性 18基 チサンマンション（一番館・弐番館・三番館・五番館）、三代川自治会内、いかるがホール、三室休日応急診療所、第2慈母園、三井集会所、昭和町集会所、錦ヶ丘集会所、生き生きプラザ斑鳩、神南さくら自治会内、ジェイテクト、特別養護老人ホーム一樹、ピアZZコート、法隆寺駅前、旧ローソン興留店跡、クスリのアオキ斑鳩店、有限会社サンワ香辛食品冷凍倉庫（龍田西）
20 t	1基	斑鳩小学校
合計	113基	

2. 消防水利指定溜池：14ヶ所

3. 消火栓：610栓

区分	数量	備考
300ミリ以上	17栓	
200ミリ以上 300ミリ未満	60栓	
150ミリ	39栓	
100ミリ	113栓	
75ミリ	346栓	法隆寺西2丁目4番地付近に新設
50ミリ	35栓	
合計	610栓	

資料2-2-3 斑鳩町消防団の現況

消防団員数

(令和7年12月31日現在)

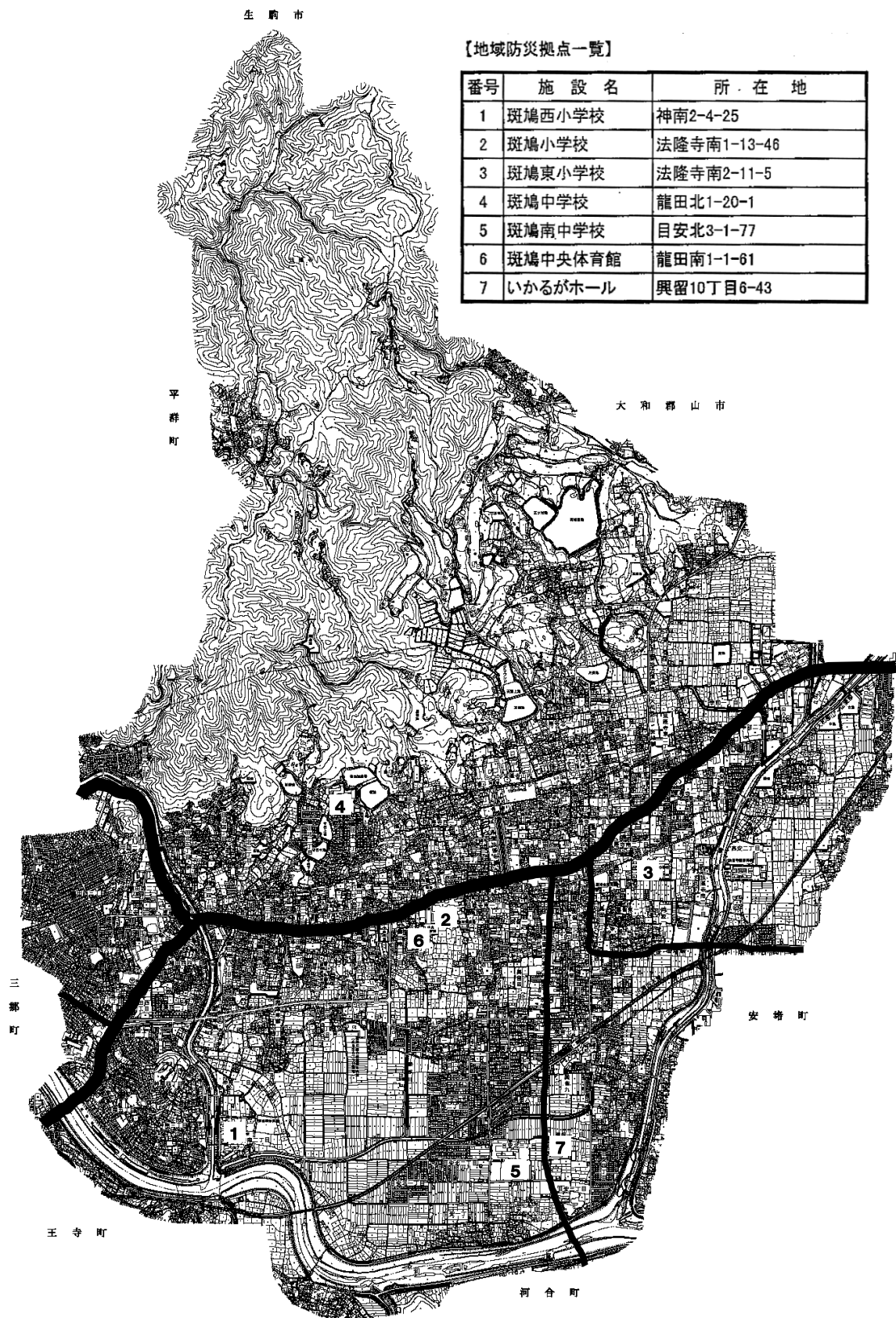
消防団名	階級								
	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	定員数
斑鳩町消防団	73	1	3	3	3	3	21	39	100

資料2-2-4 町内医療受入施設

(令和7年4月1日現在)

氏名	住所	電話	診療所名 または勤務先	診療科目
近森 康宏	興留6-2-8	(0745)74-2630	斑鳩の里内科醫院	内・腎内
石崎 嘉昭	興留5-10-28	(0745)75-5258	石崎整形外科・内科	内・外・整・理・放
植嶋 哲也	法隆寺1-7-16	(0745)75-2200	植嶋医院	内
大坂 正浩	興留7-2-12	(0745)75-7890	おおさか耳鼻咽喉科	耳・鼻
梶本 秀和	興留5-1-34	(0745)51-5556	かじもと眼科クリニック	眼
勝井 龍平	龍田西4-7-2	(0745)75-3855	勝井整形外科	整・リハ・スポ整
川本 博	阿波2-5-1	(0745)75-3471	川本医院	内・消
坂本 貞和	龍田2-3-12	(0745)75-2023	坂本医院	内・小
山下 健	興留4-10-14 野口ビル1F	(0745)74-0008	K E N レディースクリニック	産・婦
尾崎 誠重	小吉田2-7-15	(0745)70-0003	西和往診クリニック	緩・脳内・脳外
南野 英隆	興留5-14-8	(0745)75-5623	なんのレディースクリニック	産・婦
藤岡 庄司	幸前2-2-12	(0745)74-6677	藤岡内科医院	内
前田 代元	龍田西8-6-10	(0745)75-5711	前田クリニック	外・内・整・リハ
増永 博幸	興留4-10-15 野口ビル1F	(0745)75-1277	ますなが皮フ科形成外科	皮・形成
松木 尚	法隆寺東1-5-10	(0745)75-8002	まつきクリニック	泌尿・内
内田 行彦	龍田南4-3-11	(0745)75-2643	内田歯科医院	歯
河野 寛二	服部1-12-12	(0745)75-6556	こうの歯科医院	歯
田村 佳則	興留5-1-33-104	(0745)70-0118	田村歯科クリニック	歯
和田佐知子	法隆寺2-9-8	(0745)74-3338	なかにし歯科医院	歯
壽山 達也	龍田西8-9-30	(0745)43-8217	ことぶき歯科医院	歯
平山 隆浩	興留2-75	(0745)74-4708	ひらやま歯科医院	歯
船田 正晴	興留9-4-2	(0745)75-7011	船田歯科医院	歯
吉村 貴人	興留7-6-13	(0745)74-4107	吉村歯科医院	歯
芳本 忍	阿波2-14-4	(0745)74-3355	芳本歯科医院	歯

資料2-2-5 緊急輸送道路指定図



資料2-2-6 災害活動用ヘリポート

自衛隊災害活動用ヘリポート

名 称	所 在 地	面 積
斑鳩小学校	斑鳩町法隆寺南1丁目13番46号	5,600㎡

大阪府ドクターヘリポート

奈良県防災ヘリポート

奈良県警察本部ヘリポート

名 称	所 在 地	面 積
天満スポーツグラウンド	斑鳩町法隆寺3065番地の2	9,605㎡

奈良県ドクターヘリ離着陸場

名 称	所 在 地	面 積
天満スポーツグラウンド	斑鳩町法隆寺3065番地の2	9,605㎡
斑鳩南中学校 (東側駐車場)	斑鳩町目安北3丁目1番77号	3,500㎡

資料2-2-7 公園・緑地・子供の広場

(令和7年4月1日現在)

公園区分	区分総数	名称	所在	地番	面積 m ²	供用開始年月	敷地所有者
都市緑地	1	県立竜田公園			140,000.00	平成8年	奈良県
都市公園	1	上宮遺跡公園	法隆寺南3丁目	31-1 外1筆	5,999.34	平成4年 9月22日	斑鳩町
	2	並松児童公園	法隆寺南2丁目	664-3 外3筆	859.48	平成5年 10月1日	斑鳩町
	3	小吉田児童公園	小吉田1丁目	105-3 外7筆	1,028.42	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	4	大和川第一緑地	大字神南/大字目安	地内	21,050.36	昭和48年 10月1日	国土交通省
	5	神南公園	神南3丁目	675-3	284.21	昭和50年 10月1日	財務省
	6	西里公園	法隆寺西1丁目	1853 外1筆	567.83	平成16年 6月18日	斑鳩町
	7	服部コモン公園	服部1丁目	1031	642.00	平成16年 6月18日	斑鳩町
	8	服部川東公園	服部1丁目	1014	190.00	平成16年 6月18日	斑鳩町
	9	服部川西公園	小吉田2丁目	1019	426.00	平成16年 6月18日	斑鳩町
	10	南服部第一公園	服部2丁目	67-45 外1筆	293.38	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	11	南服部第二公園	服部2丁目	101-7 外1筆	211.67	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	12	南服部第三公園	服部2丁目	72-21 外1筆	744.58	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	13	東服部公園	服部1丁目	366-13 外1筆	174.81	昭和55年 2月18日	斑鳩町
	14	法隆寺門前広場	法隆寺1丁目	1184-2 外17筆	3,929.00	平成17年 9月22日	法隆寺
	15	高安西団地公園	高安西1丁目	657-33 外1筆	150.23	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	16	法隆寺第三団地1号公園	目安北1丁目	427-7	259.12	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	17	法隆寺第三団地2号公園	目安北1丁目	63-6	565.18	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	18	法隆寺第三公園	目安北2丁目	370-7	131.00	平成25年 4月1日	斑鳩町
	19	駅前斑鳩荘園公園	阿波3丁目	41-2 外1筆	378.00	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	20	三代川公園	興留8丁目	358-13	115.68	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	21	新楓町公園	龍田西8丁目	407-49 外1筆	349.18	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	22	紅葉ヶ丘公園	神南4丁目	426-68 外4筆	457.85	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	23	小吉田住宅公園	小吉田2丁目	132-10	233.00	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	24	追手西公園	龍田南5丁目	286-26	81.00	昭和51年 12月1日	斑鳩町
	25	緑ヶ丘北公園	龍田北2丁目	2472-91	398.00	平成1年 12月21日	斑鳩町
	26	緑ヶ丘南公園	龍田北2丁目	2472-92	1,033.00	平成1年 12月21日	斑鳩町
	27	東福寺公園	法隆寺南2丁目	243-10 外1筆	82.84	平成25年 4月1日	斑鳩町
	28	東福寺公園(2)	東福寺1丁目	22-3 外1筆	288.02	平成25年 4月1日	斑鳩町
	29	西の山公園	龍田西3丁目	1309-70	875.64	平成25年 4月1日	斑鳩町
	30	西の山住宅公園	龍田西3丁目	1303-92	1,794.60	平成25年 4月1日	斑鳩町
	31	旭ヶ丘公園	龍田西6丁目	1297-34	438.67	平成25年 4月1日	斑鳩町
	32	興留東公園	興留東1丁目	642-15 外1筆	62.00	平成25年 4月1日	斑鳩町
	33	大永ハウス公園	東福寺1丁目	38-17	87.00	平成25年 4月1日	斑鳩町
	34	小林ハイツ公園	龍田西6丁目	1290-52 外1筆	1,205.73	平成25年 4月1日	斑鳩町
	35	万葉台公園	龍田南2丁目	212-6	272.00	平成25年 4月1日	斑鳩町
	36	峨瀬地産マンション1号館公園	龍田西2丁目	1449-5	162.00	平成25年 4月1日	斑鳩町
	37	峨瀬地産マンション2号館公園	龍田西2丁目	1477-5	233.00	平成25年 4月1日	斑鳩町
	38	峨瀬地産マンション3号館公園	龍田西3丁目	1458-5	214.00	平成25年 4月1日	斑鳩町
	39	峨瀬万葉台公園	龍田西3丁目	1303-112	363.13	平成25年 4月1日	斑鳩町
	40	いかるが5番館公園	龍田西2丁目	1492-9 外1筆	190.88	平成25年 4月1日	斑鳩町
	41	目安4丁目公園	目安4丁目	122-14	240.93	平成25年 4月1日	斑鳩町
	42	法隆寺西3丁目公園	法隆寺西3丁目	1600-9	224.13	平成25年 4月1日	斑鳩町
	43	龍田北1丁目公園	龍田北1丁目	1641-4	258.27	平成25年 4月1日	斑鳩町
	44	和区公園	目安4丁目	852-117	233.00	平成25年 4月1日	斑鳩町

公園区分	区分総数	名称	所在	地番	面積 m ²	供用開始年月	敷地所有者
	45	東里地区集会所公園	法隆寺北2丁目	485-1	442.50	平成 25年 4月 1日	斑鳩町
	46	白石畑公園	大字法隆寺	4673-1	237.64	平成 25年 4月 1日	辻本英一
	47	神南さくら公園	神南4丁目	359-31	384.24	平成 26年 4月 1日	斑鳩町
	48	史跡中宮寺跡歴史公園	法隆寺東2丁目	404 外50筆	26,875.68	令和 6年 3月29日	斑鳩町
	49	史跡藤ノ木古墳歴史公園	法隆寺西2丁目	1785-2 外13筆	2,805.26	令和 6年 3月29日	斑鳩町
	50	法隆寺南1号公園	法隆寺南2丁目	241-10	332.00	令和 6年 11月12日	斑鳩町
町有地公園	1	稲葉西一丁目公園	稲葉西1丁目	1070-7	272.00	令和 3年 4月 7日	斑鳩町
子どもの広場	1	幸前子供の広場	法隆寺東2丁目	401-5	409.93	昭和 47年 (場所の変更後の供用開始年月は不明)	斑鳩町
	2	高安子供の広場	高安1丁目	830	594.00	昭和 47年	天満神社
	3	服部子供の広場	服部1丁目	269	304.00	昭和 47年	素盞鳴神社
	4	目安子供の広場	目安2丁目	119-1	103.00	昭和 47年	春日社
	5	北五子供の広場	龍田3丁目	2569	168.80	昭和 47年	春日神社
	6	稲葉車瀬(1)子供の広場	稲葉車瀬1丁目	314	118.80	昭和 47年	白山神社
	7	稲葉車瀬(2)子供の広場	稲葉車瀬1丁目	142-2	138.90	昭和 52年 7月	安井朋代
条例設置公園	1	高安ふれあい交流広場	高安1丁目	185-1 他	1,235.59	平成 8年 7月 1日	斑鳩町
町営住宅内公園	1	長田団地	龍田2丁目	2600 他	不明	平成 6年 12月	斑鳩町
	2	目安北団地	目安北3丁目	1425-1	不明	平成 15年 9月	斑鳩町

資料2-2-8 学校グラウンド

(令和7年4月1日現在)

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
斑鳩西小学校グラウンド	神南2丁目	7,660
斑鳩小学校グラウンド	法隆寺南1丁目	8,294
斑鳩東小学校グラウンド	法隆寺南2丁目	9,015
斑鳩中学校グラウンド	龍田北1丁目	12,074
斑鳩南中学校グラウンド	目安北3丁目	19,855
法隆寺国際高校グラウンド	高安2丁目	22,897

資料2-2-9 指定避難所一覧及び位置図

(令和7年4月1日現在)

番号	避難所名称	所在地	収容 可能人員(人)	面積(m ²)	管 理 責任者
①	斑鳩小学校	法隆寺南1丁目	2,389	3,942	学校長
②	斑鳩西小学校	神南2丁目	1,940	3,201	学校長
③	斑鳩東小学校	法隆寺南2丁目	2,404	3,966	学校長
④	斑鳩中学校	龍田北1丁目	2,475	4,084	学校長
⑤	斑鳩南中学校	目安北3丁目	2,304	3,801	学校長
⑥	斑鳩幼稚園	法隆寺南1丁目	316	522	園 長
⑦	レイモンド斑鳩こども園	神南2丁目	252	415	園 長
⑧	斑鳩東幼稚園	興留東1丁目	202	334	園 長
⑨	たつた保育園	龍田1丁目	322	531	所 長
⑩	あわ保育園	阿波3丁目	449	740	所 長
⑪	斑鳩中央体育館	龍田南1丁目	1,390	2,292	生涯学習課長
⑫	斑鳩中央公民館	龍田南2丁目	561	925	館 長
⑬	斑鳩西公民館	龍田西4丁目	89	147	館 長
⑭	斑鳩東公民館	興留5丁目	90	149	館 長
⑮	法隆寺国際高校	高安2丁目	3,309	5,460	学校長
⑯	消防コミュニティセンター	龍田南5丁目	57	94	安全安心課長
⑰	いかるがホール	興留10丁目	1,684	2,778	斑鳩町文化振興財団 事務局長
⑱	ふれあい交流センターいきいきの里	法隆寺北1丁目	73	121	福祉課長
⑲	斑鳩町総合福祉会館 (生き生きプラザ斑鳩)	小吉田1丁目	240	397	健康対策課長
⑳	法隆寺五丁地区地域交流館	法隆寺東1丁目	31	52	総務課長
㉑	斑鳩町龍田西地区地域交流館	龍田西7丁目	94	156	総務課長



資料2-2-10 指定緊急避難場所一覧

1. 指定緊急避難場所及び指定避難所

(令和7年3月31日現在)

番号	名称	住所	連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所	想定収容人数
				洪水	崖崩れ、土石流及び地すべり	地震	大規模な火事	内水氾濫		
1	斑鳩町立斑鳩小学校	法隆寺南1-13-46	0745-74-1201	○	○	○	○	○	○	2,389
2	斑鳩町立斑鳩西小学校	神南2-4-25	0745-74-3051		○	○	○		○	1,940
3	斑鳩町立斑鳩東小学校	法隆寺南2-11-5	0745-74-1501	○	○	○	○	○	○	2,404
4	斑鳩町立斑鳩中学校	龍田北1-20-1	0745-74-1301	○		○	○	○	○	2,475
5	斑鳩町立斑鳩南中学校	目安北3-1-77	0745-74-5800		○	○	○		○	2,304
6	斑鳩町立斑鳩幼稚園	法隆寺南1-13-15	0745-74-2353	○	○	○	○	○	○	316
7	レイモンド斑鳩こども園	神南2-4-29	0745-70-0020		○	○	○		○	168
8	斑鳩町立斑鳩東幼稚園	興留東1-1-16	0745-74-5500		○	○	○		○	202
9	斑鳩町立たつた保育園	龍田1-5-1	0745-74-2203	○	○	○	○	○	○	322
10	斑鳩町立あわ保育園	阿波3-5-33	0745-74-1654		○	○	○		○	449
11	斑鳩町斑鳩中央体育館	龍田南1-1-61	0745-75-3100	○	○	○	○	○	○	1,390
12	斑鳩町斑鳩中央公民館	龍田南2-2-43	0745-74-1511	○	○	○	○	○	○	561
13	斑鳩町斑鳩西公民館	龍田西4-2-25	0745-75-3911		○	○	○		○	89
14	斑鳩町斑鳩東公民館	興留5-5-28	0745-74-4122		○	○	○		○	90
15	奈良県立法隆寺国際高等学校	高安2-1-1	0745-74-3630	○	○	○	○	○	○	3,309
16	斑鳩町消防コミュニティセンター	龍田南5-7-47	0745-75-6341	○	○	○	○	○	○	57
17	斑鳩町文化振興センター (いかるがホール)	興留10-6-43	0745-75-7743		○	○	○		○	1,684
18	斑鳩町ふれあい交流センター いきいきの里	法隆寺北1-13-15	0745-74-0990	○	○	○	○	○	○	73
19	斑鳩町総合保健福祉会館 (生き生きプラザ斑鳩)	小吉田1-12-35	0745-70-0001		○	○	○		○	240
20	法隆寺五丁地区地域交流館	法隆寺東1-4-6	-	○	○	○	○	○	○	31
21	斑鳩町龍田西地区地域交流館	龍田西7-4-17	-	○	○	○	○	○	○	94

2. 福祉避難所

名称	住所	連絡先
斑鳩町総合保健福祉会館 (生き生きプラザ斑鳩)	小吉田1-12-35	0745-70-0001
生活介護事業所あゆみの家	龍田2-1-34	0745-75-2707
特別養護老人ホーム・ケアハウス 第二慈母園	大字法隆寺2091-1	0745-75-8888

3. 緊急時避難協力施設

名称	住所	連絡先
イオンいかるが店 屋外駐車場	龍田西8-1-15	0745-70-1100
ジョーシン斑鳩店 屋外駐車場	龍田西5-4-14	0745-75-8111

資料2-2-11 要配慮者利用施設一覧（浸水想定区域内）

（令和7年4月1日現在）

No.	種別	種別毎の類型	施設名称	所在地
1	高齢	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型グループホーム カノンの扉	奈良県生駒郡斑鳩町阿波3-11-6
2	高齢	認知症対応型共同生活介護	グループホームパンダ	奈良県生駒郡斑鳩町興留3-2-6
3	高齢	通所介護	デイサービスセンターひまわり斑鳩	奈良県生駒郡斑鳩町興留4-1-35
4	高齢	認知症対応型共同生活介護	グループホームふれあい斑鳩	奈良県生駒郡斑鳩町興留4-1-35
5	高齢	通所リハビリテーション	石崎整形外科・内科	奈良県生駒郡斑鳩町興留5-10-28
6	高齢	通所介護	デイサービス ロハスの森	奈良県生駒郡斑鳩町服部1-4-35
7	高齢	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム一樹	奈良県生駒郡斑鳩町目安3-4-36
8	高齢	短期入所生活介護	ショートステイ一樹	奈良県生駒郡斑鳩町目安3-4-36
9	高齢	通所介護	デイサービスセンター一樹	奈良県生駒郡斑鳩町目安3-4-36
10	高齢	通所リハビリテーション	西和往診クリニック	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田2-7-15
11	高齢	通所介護	デイサービスセンターほっとプラザ	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田2-7-15
12	障害	就労継続支援（B型）	らそら	奈良県生駒郡斑鳩町神南5-14-14
13	障害	生活介護	斑鳩町障害者支援センター 虹の家	奈良県生駒郡斑鳩町神南2-5-8
14	障害	短期入所	ショートステイ 虹の家	奈良県生駒郡斑鳩町神南2-5-7
15	障害	共同生活援助	ケアホーム虹の家	奈良県生駒郡斑鳩町神南2-5-7
16	障害	児童発達支援	子ども発達サポートセンター はるる	奈良県生駒郡斑鳩町神南5-14-13
17	障害	放課後等デイサービス	子ども発達サポートセンター はるる	奈良県生駒郡斑鳩町神南5-14-13
18	障害	児童発達支援	ぼぷりぼっけ	奈良県生駒郡斑鳩町興留7-1-28 さくらマンション1階
19	障害	放課後等デイサービス	ぼぷりぼっけ	奈良県生駒郡斑鳩町興留7-1-28 さくらマンション1階
20	障害	放課後等デイサービス	ばれっと	奈良県生駒郡斑鳩町興留5-15-25 西川ビル2階
21	障害	地域活動支援センター	まーぶる	奈良県生駒郡斑鳩町神南5-14-14
22	障害	就労継続支援（B型）	つくりえ法隆寺	奈良県生駒郡斑鳩町服部1-5-11-101
23	児童	放課後児童健全育成事業実施 施設	斑鳩西学童（北）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町神南2-4-25
24	児童	放課後児童健全育成事業実施 施設	斑鳩西学童（南）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町神南2-4-25
25	児童	放課後児童健全育成事業実施 施設	斑鳩東学童（北）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南2-11-5
26	児童	放課後児童健全育成事業実施 施設	斑鳩東学童（南）保育室	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南2-11-5
27	児童	保育所	あわ保育園	奈良県生駒郡斑鳩町阿波3-5-33
28	児童	幼稚園	レイモンド斑鳩こども園	奈良県生駒郡斑鳩町神南2-4-29
29	児童	幼稚園	斑鳩東幼稚園	奈良県生駒郡斑鳩町興留東1-1-16
30	児童	小学校	鳩西小学校	奈良県生駒郡斑鳩町神南2-4-25
31	児童	小学校	斑鳩東小学校	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南2-11-5
32	児童	中学校	斑鳩南中学校	奈良県生駒郡斑鳩町目安北3-1-77
33	児童	高等学校	法隆寺国際高等学校	奈良県生駒郡斑鳩町高安2-1-1
34	医療 施設	診療所	なんのレディースクリニック	奈良県生駒郡斑鳩町興留5-14-8

資料3-1-1 斑鳩町防災会議条例

○斑鳩町防災会議条例

昭和37年9月27日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、斑鳩町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 斑鳩町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条に基づき、斑鳩町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 町長の諮問に応じて斑鳩町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 奈良県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 町長が職員のうちから任命する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防署長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ2人、2人、5人以内、3人及び3人とする。
- 7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(会議)

第5条 防災会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(斑鳩町水防協議会条例の廃止)

2 斑鳩町水防協議会条例(昭和55年10月斑鳩町条例第27号)は、廃止する。

付 則(平成13年条例第3号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に在職する審議会等附属機関等の委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

付 則(平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3-1-2 斑鳩町防災会議委員

令和7年度

(敬称略)

斑鳩町防災会議条例 第3条		氏 名	職 名
	会 長	中 西 和 夫	斑鳩町長
第 5 項	1 号 (2人)	辻 井 伸 治	郡山土木事務所長
		水 野 文 子	郡山保健所長
	2 号 (2人)	西 藤 学	西和警察署長
		倉 山 太	西和警察署警備課長
	3 号 (5人以内)	加 藤 惠 三	斑鳩町副町長
		中 原 潤	斑鳩町住民生活部長
		上 田 俊 雄	斑鳩町都市建設部長
		北 典 子	斑鳩町住民生活部次長兼健康対策課長
	4 号	山 本 雅 章	斑鳩町教育委員会教育長
	5 号	梅 森 久 嗣	奈良県広域消防組合西和消防署長
	6 号	上 田 和 則	斑鳩町消防団長
	7 号 (3人)	河 嶋 健 吾	N T T西日本(株)奈良支店 設備部長
		山 崎 教 生	関西電力送配電(株)奈良本部 奈良配電営業所所長
		山 口 俊 彦	日本郵便(株)王寺郵便局長
	8 号 (3人)	岡 村 智 生	奈良県広域水道企業団斑鳩事務所長
		堀 進	小林ハイツ自主防災防犯会会長(防災士)
白 石 裕 子		日赤奉仕団生駒郡地区奉仕団委員長	

資料3-1-3 斑鳩町災害対策本部条例

○斑鳩町災害対策本部条例

昭和37年9月27日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、斑鳩町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

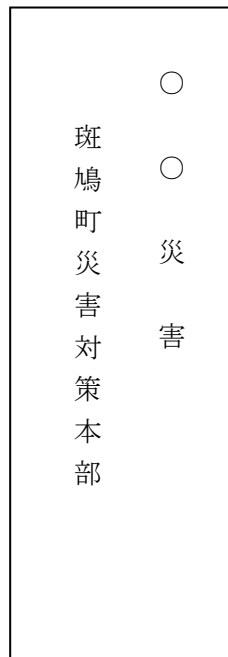
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年条例第22号)

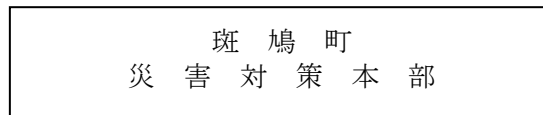
この条例は、公布の日から施行する。

資料3-1-4 標識等

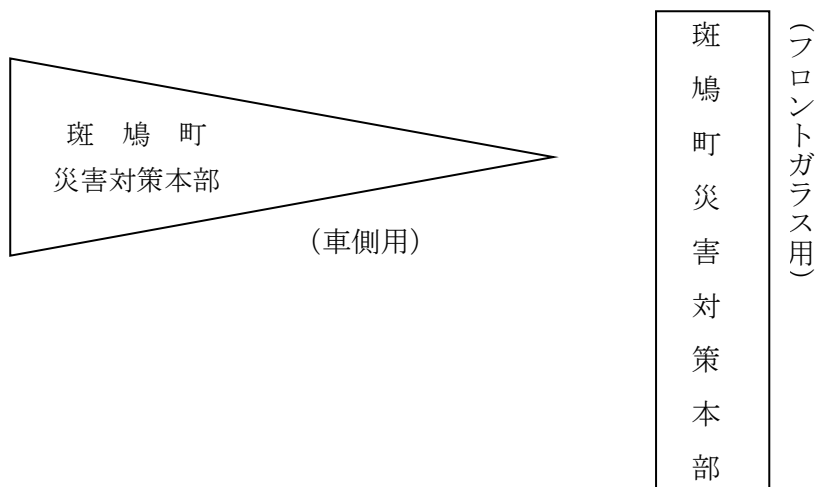


別図

1. 腕章



2. 標識



資料3-1-5 参集途上における被害状況報告書

参集途上における被害状況報告書

報告日時	年 月 日	午前 午後	時 分
報告者名	部 課 氏名		
参集方法	徒歩・自転車・二輪車・車・その他 ()		

参集施設名	参集日時	年 月 日 時より 時まで
参集ルート	自宅等（所在地： ） →	
	→参集場所	
各施設の災害状況等	必要な対策（物資・資材含）等	
住民に対する救出・応急救護の状況		
死傷者の状況		
建物・施設等の崩壊・損傷状況		
火災発生、延焼、消防活動の状況		
道路・鉄道等交通施設の状況		
ライフラインの状況		
避難場所等の状況		
その他		

資料3-1-7 被害状況等報告様式（県地域防分）

被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名 <small>(消防(局)本部名)</small>		被害情報 の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
課(室)名			
報告者名			
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時 分現在)		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください）

区 分		件 数	摘 要	
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重 傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽 傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全 壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半 壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例) 役場庁舎、公民館、公立保育園	
	その他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例) 倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病 院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道 路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水 道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
火災被害 <small>(地震の場合のみ)</small>	建 物	件		
	危 険 物	件	高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	その他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上記以外 ※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください）

該当の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
-----------------	-----------

3 市町村災害対策本部の設置状況（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名 称	設 置	月	日	時	分
	廃 止	月	日	時	分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名(消防(局)本部名):

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所(地区名)	年齢	性別	被災状況
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折

(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入
 ※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地(地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった

(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入
 ※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中

(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	規模(幅×高さ)	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

別紙2 避難状況詳細報告

市町村名： _____

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数

2 避難所の開設状況(各避難所の状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

3 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令状況

種類	対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
避難勧告	〇〇町〇丁目	20	75	7日23:00	(記入例)
計		0	0		

4 自主避難の状況(3以外の地区での避難状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘要
〇〇小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

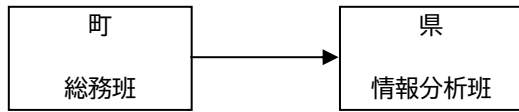
浸水被害箇所位置図 【記入例】

- 住宅地図または1/25,000程度までの縮尺図面に、浸水箇所、浸水内容（床上、床下等）、浸水戸数を記入



資料3-1-8 被害状況等の報告系統

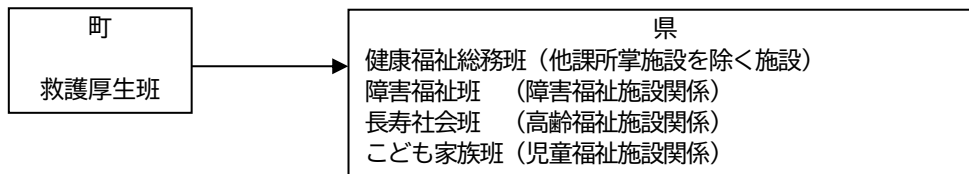
① 人、住家の被害状況報告



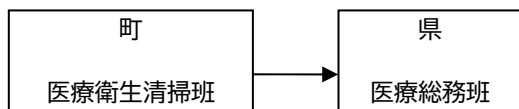
② 避難に関する状況



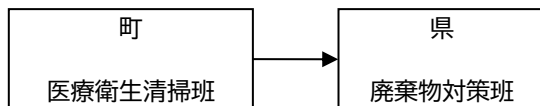
③ 福祉関係施設の被害状況報告



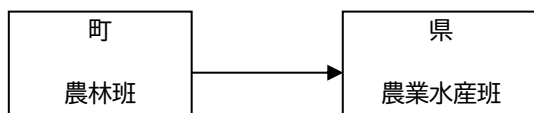
④ 医療、環境衛生施設



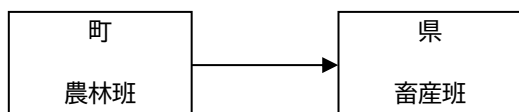
⑤ 廃棄物処理施設被害状況報告



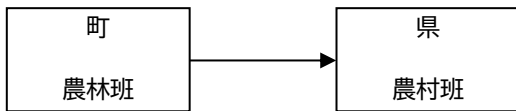
⑥ 農業生産用施設関係被害状況報告



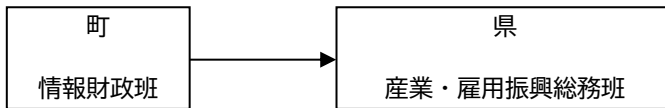
⑦ 畜産施設被害状況報告



⑧ 農地・農業用施設被害



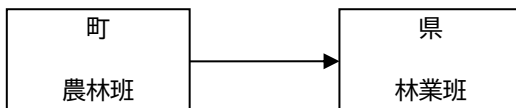
⑨ 商工関係被害状況報告



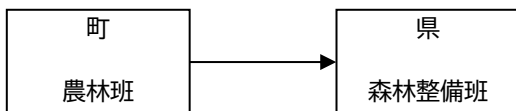
⑩ 林地被害状況報告



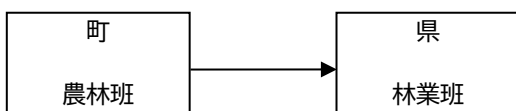
⑪ 造林地、苗畑等被害状況報告



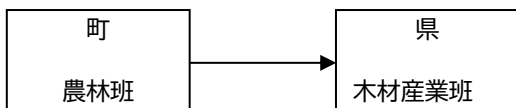
⑫ 林道被害状況報告



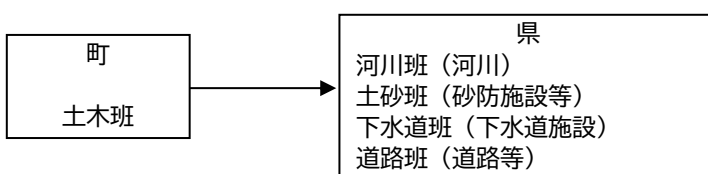
⑬ 作業道被害状況報告



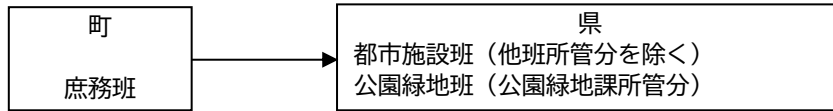
⑭ 林産物、林産施設被害状況報告



⑮ 公共土木施設被害状況報告

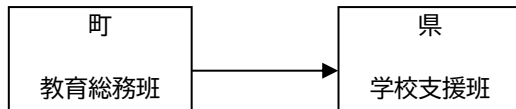


⑩ 都市施設被害状況報告

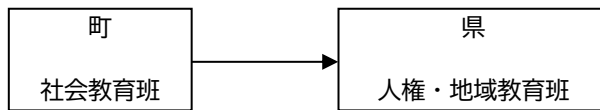


⑪ 文教関係施設被害状況報告

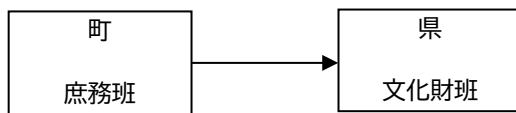
【教育施設 (町立学校等)】



【社会教育施設】



【文化財】



資料3-1-9 被災世帯の認定基準

種 別	内 容
住 家	現実とその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。
世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。 また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
負 傷 者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。
住家全壊 (全 焼) (流 出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満に達した程度のものとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分を住家とする。
床上浸水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
※滅失世帯算定基準	全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり …… 1世帯 半壊、半焼した世帯1世帯あたり …… 1/2世帯 床上浸水した世帯1世帯あたり …… 1/3世帯

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料3-1-10 公用令書

様式第1号の1

保管	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

奈良県知事

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

保管	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第1号の2

収用	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用する。

年 月 日

奈良県知事

記

物資の種類	数量	所在の場所	引渡時期

----- 切 取 線 -----

受 領 書

収用	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第1号の3

管理	第	号
----	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理する。

年 月 日

奈良県知事

記

施設の名称	種類	所在の場所	管理の範囲	期間

----- 切 取 線 -----

受 領 書

管理	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第1号の4

使用	土地、家屋、物資	第	号
----	----------	---	---

公 用 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋、物資を使用する。

年 月 日

奈良県知事

記

区分	種類	数量	所在の場所	範囲	期間	引渡時期
土地						
家屋						
物資						

----- 切 取 線 -----

受 領 書

保管	第	号
----	---	---

1 公用令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

奈良県知事 殿

様式第2号

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく

公用令書を、下記のとおり変更したの

で、同法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

奈良県知事

印

記

物資の種類	数量	所在の場所	期間

(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。)

切 取 線

受 領 書

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

1 公用変更令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

様式第3号

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住所

(所在地)

氏名

(法人その他の団体については、その名称)

災害救助法第9条の規定に基づく

を必要としなくなったので、同法施行規

則第1条第5項の規定により、これを交付する。

年 月 日

奈良県知事

----- 切 取 線 -----

受 領 書

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号、年月日	第 号 年 月 日

1 公用取消令書

上記令書を受領した。

年 月 日

住所

(所在地)

氏名

印

(法人その他の団体については、その名称)

奈良県知事 殿

資料3-1-11 自衛隊災害派遣等様式

自衛隊派遣依頼書

第 号
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

斑鳩町長 ○ ○ ○ ○

自衛隊災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2により災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

資料3-1-12 町有車両一覧表

(令和8年1月21日現在)

所属部署	車両番号	車種	
総務課	奈良300も1488	トヨタ	エステイマ
総務課	奈良300み2102	トヨタ	エステイマ
総務課	奈良480た528	スズキ	エブリイ
安全安心課	奈良501も3383	トヨタ	カラーラフィールダー
安全安心課	奈良830ふ101	トヨタ	ハイエース
安全安心課	奈良830ぬ201	いすゞ	エルフ
安全安心課	奈良800す6329	ニッサン	アトラス
安全安心課	奈良800す6708	いすゞ	エルフ
安全安心課	奈良800す5695	トヨタ	ダイナ
安全安心課	奈良830さ4036	日野	デュトロ
安全安心課	奈良800す5278	トヨタ	ダイナ
生涯学習課	奈良480う9676	ダイハツ	ハイゼット
税務課	奈良480え6517	スズキ	エブリイ
税務課	奈良580さ891	ダイハツ	エッセ
福祉課	奈良800さ2625	ニッサン	パネット
福祉課	奈良880あ808	ダイハツ	ハイゼット
福祉課	奈良480さ4791	ダイハツ	ハイゼット
福祉課(包括)	奈良580む5638	ダイハツ	ミライース
福祉課(包括)	奈良580む5639	ダイハツ	ミライース
福祉課(包括)	奈良500ふ6005	トヨタ	カラーラフィールダー
福祉課(包括)	奈良480う8064	スバル	サンバー
福祉課(包括)	斑鳩町て431	スズキ	(原付)
子育て支援課	奈良480そ3689	スズキ	エブリイ
子育て支援課	奈良480か4060	スズキ	エブリイ
健康対策課	奈良580ね9702	ダイハツ	ミライース
健康対策課	奈良580て6265	ダイハツ	ミラ
健康対策課	奈良480う9677	ダイハツ	ハイゼット
健康対策課	斑鳩町こ672		(単車)
国保医療課	奈良480く1447	スズキ	エブリイ
環境対策課	奈良400す4353	マツダ	ボンゴトラック
環境対策課	奈良480う35	スズキ	エブリイ
環境対策課	奈良480き9780	スズキ	キャリイトラック
環境対策課	奈良480き9781	スズキ	キャリイトラック
衛生処理場	奈良45せ7759	三菱ふそう	キャンター
衛生処理場	奈良800す3402	いすゞ	エルフ

所属部署	車両番号	車種	
衛生処理場	奈良40る2792	スバル	サンバートラック
衛生処理場	奈良11そ4903	マツダ	タイタンダンプ
衛生処理場	奈良800す3955	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良400す1904	マツダ	タイタンダンプ
衛生処理場	奈良800す2529	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良400た8137	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良480け9608	ダイハツ	ハイゼット
衛生処理場	奈良800す1651	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良800す1652	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良800さ6974	マツダ	タイタン
衛生処理場	奈良100す9609	いすゞ	エルフ
衛生処理場	奈良11そ9591	三菱ふそう	キャンター
建設農林課	奈良500み306	トヨタ	カローラフィールダー
建設農林課	奈良501め6726	トヨタ	カローラフィールダー
建設農林課	奈良480く4861	ダイハツ	ハイゼット
建設農林課	奈良400た3118	ニッサン	バネットトラック
建設農林課	奈良480す7070	ダイハツ	ハイゼット
建設農林課	奈良400た3119	ニッサン	バネットバン
建設農林課	奈良480た357	スズキ	エブリィ
都市創生課	奈良400た3120	ニッサン	AD
都市創生課	奈良501め3799	トヨタ	シエンタ
地域振興課	奈良480き9029	ダイハツ	ハイゼット
教委・総務課	奈良580て8205	ダイハツ	タント
教委・総務課	奈良501ち908	ニッサン	ウイングロード
教委・総務課	斑鳩町あ406	スズキ	レッツ4
教委・総務課	斑鳩町ら657	スズキ	レッツII
教委・総務課	斑鳩町な602	スズキ	レッツ4
教委・総務課	斑鳩町や131	ヤマハ	アブリオ
教委・総務課	斑鳩町さ508	スズキ	レッツ
教委・生涯学習課	奈良400せ1591	トヨタ	プロボックスバン
教委・生涯学習課	奈良501ち5921	ニッサン	セレナ
教委・生涯学習課	奈良480か3986	スバル	サンバーバン
教委・生涯学習課	奈良480う9676	ダイハツ	ハイゼット

資料3-1-13 緊急通行車両確認申請書

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両等確認申請書</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> <div style="margin-top: 20px;"> 奈良県公安委員会 殿 <div style="float: right; margin-left: 200px;"> 申請者住所 (電話) 氏 名 </div> <div style="float: right; margin-left: 20px; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話 () -
	氏 名	
出 発 地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

資料3-1-14 緊急通行車両事前届出書

別記様式第1 (第2関係)

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 奈良県公安委員会
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部(交通規制課)又は最寄りの警察署若しくは交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部(交通規制課)に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1)緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2)緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3)その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所 () 局 番 氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部(交通規制課)に提出することができます。		

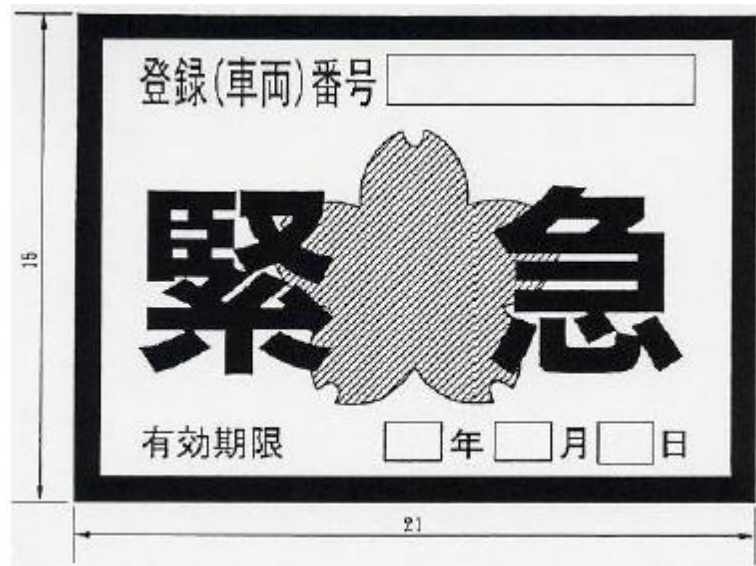
備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

資料3-1-15 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号欄に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考：用紙は、日本産業規格A 5とする。

資料3-1-16 緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料3-1-17 避難者カード

避難者名簿(カード)

世帯の代表者氏名 (避難所内)	
自宅の住所	
避難日時	月 日 午前・午後 時 分頃

避難者氏名	年齢	性別	けが・病気の状況		備考※
			有無	詳細	
代表		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
2		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
3		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
4		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
5		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
6		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
7		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他
8		男・女	有・無		乳・幼・児・高・障・その他

(※) 乳：ミルクを必要とする乳児、幼：小学校入学未満の幼児、児：小学生
 高：65歳以上の要援護高齢者、障：障害者、その他：その他の災害弱者等

備考	

資料3-1-18 避難者名簿

整理番号 一

避難所名							
避難者氏名		年齢	性別	住所	避難日時	退所日時	備考※
1			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
2			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
3			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
4			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
5			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
6			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
7			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
8			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
9			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他
10			男・女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳・幼・児・高・障・その他

(※) 乳：ミルクを必要とする乳児、幼：小学校入学未満の幼児、児：小学生、高：65歳以上の要援護高齢者
障：障害者、その他：その他の災害弱者等

資料3-2-1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

昭和38年10月5日 規則第136号（令和7年6月24日内閣府告示第101号）より

救助の種類	対象	費用の限度額	適用	期間
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 1日1人当たり360円以内（加算額） 高齢者、障害者等で、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	1 学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難なときは野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日
応急仮設住宅の供与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者に、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与する。	1 建設型応急住宅の費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり7,089,000円以内 2 賃貸型応急住宅は、世帯の人数に応じて、1に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1 建設型応急住宅 （1）建設型応急住宅の設置は、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 （2）建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 （3）福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置することができる。 （4）建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。	1 建設型応急住宅設置は災害発生の日から20日以内着工 2 供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 災害により現に炊事のできない者	費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,390円以内	1 食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物により行う。	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 （1）被服、寝具及び身の回り品 （2）日用品 （3）炊事用具及び食器 （4）光熱材料	災害発生の日から10日以内

救助の種類	対象	費用の限度額		適用					期間
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算
		単位円							
		全壊・全焼・流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊・半焼・床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	1 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩、マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法を含む。）において、医療を行うことができる。 2 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護						災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給						分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費						災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用 1世帯当たり 53,900円以内						災害発生の日から10日以内に完了
	日常生活に必要な最小限度	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難であ	1 居室、炊事場及び便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1世帯当たり739,000円以内（2以外） 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 358,000円以内						災害発生の日から3ヵ月以内に完了

救助の種類	対 象	費用の限度額	適 用	期 間
の部分の修理	る程度に住家が半壊した者			
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 1 生業費 1件当たり30,000円 2 就職支度費 1件当たり15,000円	生業に必要な資金の貸与には次の条件を付す。 1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり5,500円 中学校生徒1人当たり5,800円 高等学校等生徒1人当たり6,300円	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (その他学用品) 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 1 体当たり 大人(12歳以上)232,200円以内 小人(12才未満)185,700円以内	埋葬は、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において行うものとする。 (1) 棺(付属品含む。) (2) 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費		災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理(埋葬を除く。)	(洗浄・縫合、消毒等) 1 体当たり 3,700円以内 (一時保存) 既存建物借上費通常の実績 既存建物以外 1 体当たり 5,900円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内	1 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 2 検案は原則として救護班が行う。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去できない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 1 世帯当たり 143,900円以内		災害発生の日から10日以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	適 用	期 間
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実績	支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内

救助の種類	範 囲	日 当	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 同第10条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師 22,200円 歯科医師 21,300円 薬剤師 18,400円 保健師、助産師、看護師 17,300円 准看護師 14,200円 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士 15,300円 歯科衛生士 14,900円 救急救命士 17,700円 土木技術・建築技術者 16,600円 大工 28,800円以内 左官 30,800円以内 とび職 31,200円以内 地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費並びに宿泊費は、常勤職員の均衡を考慮して算定した額

資料3-2-2 (2) 避難所設置及び収容状況

様式7

避難所設置及び収容状況

市町村名 斑鳩町

避難所の名称	種別	開設期間 月日 ～月日	実人数 人	延人数 人	物品使用状況		実支 出額	備考
					品名	数量		
計								

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に試用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

資料3-2-2 (4) 炊出し給与状況

様式9

炊き出し場の 名称	月 日			月 日			合 計	実支出額	給食内容
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

※「備考」欄は、給食内相を記入すること。

資料3-2-2 (5) 飲料水の供給簿

様式10

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具							燃料費	実支 出額	備考
		名 称	借 上			修 繕					
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
計											

- (注) 1. 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
 2. 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

資料3-2-2 (7) 医療救護班活動状況

様式12

救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市(区)町村名	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修繕費	備考
計						

※「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

資料3-2-2 (8) 病院診療所医療実施状況

様式13

診療 機関名	患者 氏名	診療 期間	診療区分		診療報酬点数		市町村名	斑鳩町
			入院	通院	入院	通院	金額	備考
計 機関	人							

※「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

資料3-2-2 (9) 助産台帳

様式14

市町村名 斑鳩町

分べん者氏名	分べん 日 時	助 産 機 関 名	分べん期間	金 額	備 考
計					

資料3-2-2 (10) 被災者救出状況記録簿

様式15

年月日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具							燃料費	実支 出額	備考
		名称	借上費			修繕費					
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の概要			

- ※1. 他市町村に及んだ場合は、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2. 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
- 3. 「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

資料3-2-2 (11) 住宅応急修理記録簿

様式16

市町村名 斑鳩町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了年月日	実支払額	摘要
計	世帯			

資料3-2-2 (12) 生業資金台帳

様式17

生業資金台帳

市町村名 斑鳩町

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画 概要	貸与 期間	貸 与 金 額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
							円	
	計 世帯							

- (注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 ヶ月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

資料3-2-2 (13) 学用品の給与状況

様式18

市町村名 斑鳩町

学校名	学年	児 (生 氏 徒) 名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
計	小学校		人								円	
	中学校		人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
年 月 日

給与責任者（学校長）
氏名 印

- ※1. 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
- ※2. 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

資料3-2-2 (14) 埋葬台帳

様式19

死亡 年月日	死亡 原因	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費 (円)				備考	
			住所 氏名	年齢 (歳)	死亡者 との 関係	住所 氏名	棺、付属 品を含む	埋葬又 は火葬 料	骨箱	計		
												埋葬費 円 支給遺族 氏名

資料3-2-2 (15) 遺体処理台帳

様式20

処理年月日	死亡年月日	死亡原因	遺体発見の日時及び場所	死亡者			遺族		遺体一時保存の場所及び保存の期間	費用(円)	備考
				住所氏名	年齢(歳)	住所氏名	死亡者との関係	品名			
									から まで 日間		

(注) : 「備考」欄は、火葬等の年月日を記入すること

資料3-2-2 (16) 障害物の除去の状況

様式21

市町村名 斑鳩町

住家被害程度 区分	区分	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
計	半壊（焼）	世帯			
	床上浸水	世帯			

資料3-2-2 (17) 輸送記録簿

様式22

輸 送 記 録 簿

市町村名 斑鳩町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支出 額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障の 概要			
			種類	台数		名称	所有者 氏名						
					円					円		円	
計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両等の借上費を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障個所を記入すること。

資料3-2-2 (19) 避難所用物資受払簿

品名	単位呼称					
年 月 日	摘 要		受	払	残	備 考
	計					
	<div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="margin-left: 5px;"> <p>県調達分</p> <p>市調達分</p> </div> </div>					

- (注) : 1 「摘要」欄に購入先または受入先及び払出を記入すること。
 2 市においては最終行欄に県より受入分及び市調達分に受入残の計とそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

資料3-2-2 (20) 入居誓約書

災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書

年 月 日発生 of 災害により災害救助法に基づき設置された応急仮設住宅に入居のうへは、次の事項を遵守して、当該住宅の維持、保全に最善の注意を払うことを誓約いたします。

年 月 日

入居者（世帯主）住所

氏名

印

誓約立会人（民生委員・児童委員）住所

氏名

印

斑鳩町長殿

記

誓約事項

- 1 入居期間は、入居の日から2ヵ年以内（年月日まで）とする。
- 2 入居後においては、当該住宅の様様替え（建増し、改築等）は一切これをしないこと。ただし、やむを得ぬ理由により知事の許可を得て様様替えをした場合は、これに基づく当該財産権の主張は、一切しないこと。
- 3 入居後において当該住宅以外の居宅を得たときは、直ちに退去すること。
- 4 入居したうへは、当該仮設住宅についての不服を申しないこと。
- 5 仮設住宅の転貸又は世帯員以外の者の同居はしないこと。
- 6 修理義務個所を生じたときは、当事者の責任において市町村長と連絡のうへ実施すること。
- 7 入居資格をなくしたとき又は退去を命ぜられたときは、通知を受けた日又は事由の発生した日から30日以内に無条件で退去すること。
- 8 その他指示されたすべての事項は遵守すること。

資料3-2-3 防災備蓄品一覧表

1. 災害用備蓄品在庫状況

(令和7年12月31日現在)

分類	品目		数量	
食糧・飲料	食料	ビスケット (食)	—	9,000
		アルファ米 (食)	五目ご飯	9,075
		レトルトパン		9,000
		アレルギー対応品 (食)	きのこご飯	—
		おかゆ (食)	白がゆ 梅がゆ	3,040
		合計		30,115
	粉ミルク (1箱6本入り)		1,500	
	液体ミルク (本) 240ml	本	96	
	飲料水袋 (10L)		1,000	
	避難所運営資機材	毛布 (枚)	—	8,911
間仕切りユニット (室)			180	
災害用簡易間仕切り (室)			278	
敷マット (枚)		ディスプレイラフ		682
		災害用敷きマット (エアーマット)		6,500
		災害用簡易敷きマット (アルミマット)		2,018
合計		9,200		
生理・衛生用品	紙おむつ	乳児用 (枚)	Sサイズ	1,120
			Mサイズ	1,008
			Lサイズ	1,008
		大人用 (枚)	M~Lサイズ	300
			L~LLサイズ	270
	女性用生理用品	—	75,998	
	不織布マスク	枚	43,950	
	サージカルマスク	枚	30,000	
	ウェットティッシュ	個	9,000	
	使い捨て哺乳瓶	セット	150	
	災害用仮設トイレ (台)	—	45	
	災害用簡易トイレ	回	67,550	
尿とりパッド	回	6,030		
救助資機材	災害用照明機材 (セット) (発電機、投光器、スタンド、コードリール)	—	45	
	災害救助道具セット (セット)	—	8	
	救助用担架	—	22	
	車椅子	—	21	
	ブルーシート	—	1,027	

資料3-2-4 薬剤散布基準

1. 1戸当りの薬剤散布基準

薬 剤 名	流失、全半壊、床上浸水家屋	床下浸水家屋
ク レ ゾ ー ル	200グラム	50グラム
普 通 石 灰	6キログラム	6キログラム
カ ル キ	200グラム	200グラム

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくそ族昆虫駆除の薬剤散布基準

(被災者住家1戸当り)

薬 剤 の 種 類	薬 剤 量
殺虫剤（油剤）	1.8リットル
殺そ剤	40グラム

(薬剤の種類は、現地の実状に応じて適宜変更して差し支えない)

資料4-1-1 り災証明書

斑証第	号
-----	---

り 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	生年月日

り災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

斑鳩町長

㊞

資料4-1-2 災害弔慰金及び災害障害見舞金

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（下表参照）

【根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）】

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること	1 実施主体 市町村 (各市町村条例に基づく)	死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母	1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 その他の場合 250万円以内	1 支給方法 市町村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市町村長の判断による） ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他市町村長が支給を不適当と認める場合
	1 一つの市町村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること 2 県内において、5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上あること 3 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する 1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 両上肢をひじ関節から先を失った者 5 両上肢の用を全廃した者 6 両下肢をひざ関節から先を失った者 7 両下肢の用を全廃した者 8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 その他の場合 125万円以内	

資料4-1-3 災害援護資金

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。（下表参照）

【根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）】

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害	1 実施主体 市町村 (各市町村条例に基づく)	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯	1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円以内	1 申請 被害を受けた後3ヶ月以内 2 据置期間 3年 (特別の事情のある場合5年) 3 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情のある場合5年) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年10.75%
		2 経費負担 国 2/3 県 1/3	1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は 1,270万円	3 1と2が重複した場合 ア 1と2アが重複 250万円以内 イ 1と2イが重複 270万円以内 ウ 1と2ウが重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2イの場合 250万円以内 イ 2ウの場合 350万円以内 ウ 3イの場合 350万円以内	

資料4-1-4 生活福祉資金

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の貸付を行う。（下表参照）

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の貸付対象とならない。

【根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）】

□生活福祉資金（福祉資金・福祉費）

種別	実施主体など	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	①実施主体 県社会福祉協議会 ②窓口 市町村社会福祉協議会及び民生委員・児童委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために、資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 ・償還期間 据置期間経過後貸付金額により3年～7年以内 ・貸付利率：年1.5% (据置期間中は無利子)

資料4-1-5 住宅復興資金

《被災者生活再建支援制度の概要》

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

斑鳩町地域防災計画

【資料編】

令和8年3月改訂

発行 斑鳩町防災会議
編集 斑鳩町 総務部 安全安心課

〒636-0198

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

電話 0745-74-1001

FAX 0745-74-1011

E-mail anzen@town.ikaruga.nara.jp